

<最高裁判例⑫>平成 19 年 2 月 2 日最高裁判所第二小法廷

東芝労働組合小向支部・東芝事件

テーマ	ユニオン・ショップ協定を締結した組合を脱退し、他の労働組合に加入することはできるか。	
テキスト	労一 p.183	
出題実績	■	労一 2402C
ストーリー	<p>X は、Y 社に雇用され、工場の業務に従事した。X は、同工場の従業員で構成されている A 労働組合に加入した。Y 社と A 組合が締結した労働協約には、ユニオン・ショップ協定とチェック・オフ協定の条項があった。この条項に基づき、Y 社は、A 組合の組合費のチェック・オフをしている。</p> <p>X は、割増賃金の扱い等に不満を持ち、B 組合に加入したうえで、A 組合に対し脱退届を送付したが、A 組合は、その受理を保留し、脱退を思いとどまるよう X を説得した。X 及び B 組合は、Y 社に対し、X が B 組合に加入したことを通知するとともに団体交渉を申し入れたが、Y 社は、A 組合が脱退届の受理を保留していることを理由に団交に応じなかった。</p> <p>X 及び B 組合は、これが不当労働行為に当たるとして地方労働委員会に対して救済を申し立てた。この申立てにより、X は A 組合に復帰するが、B 組合にも籍を置くこと条件として和解金が支払われた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【和解内容】</p> <p>① Y 社は、B 組合に対し、和解金 250 万円を支払う。</p> <p>②(付随合意) X は、A 組合に復帰するが、B 組合の籍もそのままにする(A 組合に所属し続けることを X に義務付けた)。</p> </div> <p>その後、X は、B 組合を脱退し、新たに結成された C 組合に加入した。X は、工場内での配置転換等に不満を持ち、その支援を A 組合に求めたが、その対応が不十分であったとして、再び A 組合に対し脱退の意思表示をし、Y 社に対しチェック・オフの中止を申し入れた。しかし、これに応じない Y 社及び A 組合に対し、X は訴えを提起した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>和解で、A 組合に所属することが義務付けられたのに、脱退するのはおかしい。</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>私には組合を脱退する権利があるはずだ。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>Y 社</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>労働者 X</p> </div> </div>	

労働組合の組合員に対する統制権は、組合員が組合からの脱退の自由を前提として初めて容認されるものであるとして、Xの脱退を認める。（労働者X勝訴）

- (1) 一般に、**労働組合の組合員は、脱退の自由、すなわち、その意思により組合員としての地位を離れる自由を有するものと解される。**そうすると、……本件付随合意は、上記の脱退の自由を制限し、XがA労働組合から脱退する権利をおよそ行使しないことを、会社に対して約したものであることとなる。
- (2) 本件付随合意は、Xと会社との間で成立したものであるから、その効力は、原則として、Xと合意の相手方であるY社との間において発生するものであり、Xが本件付随合意に違反してA労働組合から脱退する権利を行使しても、Y社との間で債務不履行の責任等の問題を生ずるにとどまる。前記事実関係の下においては、合意の相手方でないA労働組合との間でもそのような問題を生ずると解すべき特別な根拠となる事由は認められない。
- (3) また、**労働組合は、組合員に対する統制権の保持を法律上認められ、組合員はこれに服し、組合の決定した活動に加わり、組合費を納付するなどの義務を免れない立場に置かれるものであるが、それは、組合からの脱退の自由を前提として初めて容認されることである。**そうすると、本件付随合意のうち、**A労働組合から脱退する権利をおよそ行使しないことをXに義務付けて、脱退の効力そのものを生じさせないとする部分は、脱退の自由という重要な権利を奪い、組合の統制への永続的な服従を強いるものであるから、公序良俗に反し、無効である**というべきである。
- (4) 以上のとおりであるから、いずれにしても、本件付随合意に違反することを理由に、本件脱退がその効力を生じないということとはできない。そして、前記事実関係の下においては、A労働組合の主張するその余の理由により本件脱退が無効であるとすることはできず、また、会社の主張するその余の理由により、Xがチェック・オフの中止を求めることは許されないとすることもできない。

【組合の統制権】(昭和43年12月4日最高裁判所大法廷・三井美唄労組事件)

労働者が、憲法28条の保障する団結権に基づき労働組合を結成した場合において、その労働組合が正当な団体行動を行うにあたり、労働組合の統一と一体化を図り、その団結力の強化を期するためには、その組合員たる個々の労働者の行動についても、組合として、合理的な範囲において、これに規制を加えることが許されなければならない(組合の統制権)。組合の統制権は、一般の組織的団体のそれと異なり、労働組合の団結権を確保するために必要であり、かつ、労働組合は、合理的な範囲内において、その組合員に対する統制権を有するものと解すべきである。